

◎新潟県告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西中野俣小平尾線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
魚沼市小平尾字白樺3865番1から	新	3.6～9.0メートル	67.6メートル
同市小平尾字白樺3860番1まで	旧	3.6～3.6メートル	67.6メートル